

令和5年第1回
龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会会議録

令和5年2月20日 開会
令和5年2月20日 閉会

龍ヶ崎地方衛生組合

令和5年第1回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会会議録

龍ヶ崎地方衛生組合 告示第2号

令和5年第1回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月7日

龍ヶ崎地方衛生組合
管理者 藤 井 信 吾

1. 招集日時 令和5年2月20日（月）午後1時30分
2. 招集場所 龍ヶ崎地方衛生組合議場

令和5年第1回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会日程

1. 招集日時 令和5年2月20日（月）午後1時30分
2. 招集場所 龍ヶ崎地方衛生組合 2階議場
3. 会 期 自 令和5年2月20日
至 令和5年2月20日
4. 付議事件

順序	議案番号	事 件 名	提 出 者
1	議案第1号	龍ヶ崎地方衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例について	管 理 者
2	議案第2号	龍ヶ崎地方衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例について	管 理 者
3	議案第3号	龍ヶ崎地方衛生組合条例の読点の表記を改める条例について	管 理 者
4	議案第4号	龍ヶ崎地方衛生組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について	管 理 者
5	議案第5号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	管 理 者
6	議案第6号	龍ヶ崎地方衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	管 理 者
7	議案第7号	令和4年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第2号）	管 理 者
8	議案第8号	令和5年度龍ヶ崎地方衛生組合分賦金割合について	管 理 者
9	議案第9号	令和5年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計予算	管 理 者
10	議案第10号	龍ヶ崎地方衛生組合公平委員会委員の選任について	管 理 者

[会議録第1号]

令和5年2月20日開会

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期決定の件
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議案第1号から議案第10号
(質 疑)
(討 論)
(採 決)
- 日程第4 一般質問

1. 出席議員

1番	大野	みどり	議 員
2番	岡部	賢士	議 員
3番	滝沢	健一	議 長
4番	油原	信義	議 員
5番	黒木	のぶ子	議 員
6番	秋山	泉	議 員
7番	諸橋	太一郎	議 員
8番	山本	伸子	議 員
9番	石井	めぐみ	議 員
10番	小池	悦子	議 員
11番	久保田	真澄	議 員
12番	海東	一弘	議 員
13番	船川	京子	議 員
14番	花嶋	美清雄	議 員
15番	宮本	秀樹	副議長
16番	服部	隆	議 員
17番	山本	彰治	議 員
18番	黒田	茂勝	議 員
19番	椎野	隆	議 員
20番	鈴木	正志	議 員
21番	山崎	幸子	議 員
22番	北出	攻	議 員

23番 吉田憲市議員
24番 久保谷 充議員

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

藤井信吾	管理者（取手市長）
萩原 勇	副管理者（龍ヶ崎市長）
根本洋治	副管理者（牛久市長）
佐々木喜章	副管理者（利根町長）
野澤良治	副管理者（河内町長）
筧 信太郎	副管理者（稲敷市長）
中島 栄	副管理者（美浦村長）
千葉 繁	副管理者（阿見町長）
倉持和子	会計管理者
荒井久仁夫	事務局 局長

1. 職務のため出席した者の氏名

風見光三	事務局次長兼総務課長
杉山 晃	参事兼施設課長
木村浩晶	副参事兼総務課長補佐
坂本辰蔵	施設課長補佐
浅野大樹	総務課主査

午後1時34分開会

○滝沢健一議長 本日は大変お忙しい中、御参集くださいます、ありがとうございます。
ただいまから令和5年第1回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会を開会いたします。
本日の欠席議員は、5番黒木のぶ子議員、以上1名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○滝沢健一議長 日程第1、会期決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝沢健一議長 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

○滝沢健一議長 日程第2，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、13番船川京子議員，24番久保谷 充議員を指名いたします。

○滝沢健一議長 日程第3，議案第1号から議案第10号，以上10案件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し，提案理由の説明を求めます。

藤井管理者。

〔藤井信吾管理者 登壇〕

○藤井信吾管理者 本日は、令和5年第1回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会のお集まりをお願いいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私とも大変お忙しい中をそろってお集まりいただきましたこと、また平素より、当組合の業務運営並びに環境衛生行政に対しまして御尽力、御協力を賜りまして、心より厚く御礼を申し上げます。

現在、組合の各処理施設も、日々正常かつ順調に稼働いたしており、今後とも公害のない運転管理と併せまして、周辺環境の保全に努めてまいりますので、議員の皆様方におかれましては、当組合の運営につきまして、引き続き深い理解と一層の御協力をお願いいたしたく、本日提案いたしました各案件について、これより御説明申し上げます。

その前に、私ごとながら、4月26日の取手市長の任期をもって、今期限りで市長職を退くことといたしました。この龍ヶ崎地方衛生組合におきましては、15年間、副管理者として、そしてまた1年間、管理者として皆様方とこの地域住民の大事なインフラを担うお仕事を果たさせていただきましてことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、議案の説明に入ります。

議案第1号 龍ヶ崎地方衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例についてですが、本案は、改正された個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、同法に基づく政令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第2号 龍ヶ崎地方衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例についてありますが、本案は、当組合の情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものであります。

次に、議案第3号 龍ヶ崎地方衛生組合条例の読点の表記を改める条例についてありますが、本案は、国において、横書きでの読点の表記をカンマから点に改めたことから、当組合においても読点の表記を一括して改めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第4号 龍ヶ崎地方衛生組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条

例についてであります。本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、定年制度の改正が行われることから、当組合においても必要な改正を行うものであります。

次に、議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。本案は、地方公務員法の一部改正に伴う、関係条例の改正及び廃止について定めたものであります。

次に、議案第6号 龍ヶ崎地方衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、来年度の組織改編に向けた等級別職務基準表の改正を行うものであります。

次に、議案第7号 令和4年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第2号）であります。

本件につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ782万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,901万4,000円とするものであります。

まず、歳入であります。手数料において44万6,000円の増額であります。これは、搬入量が見込みより多かったことにより、増額するものであります。

次に、歳出であります。議会費において132万4,000円の減額、これは主に行政視察研修欠席者分の旅費とPCR検査料の減額であります。

次に、総務費の一般管理費において12万円を減額するものであります。職員手当等においては、昨年度の人事院勧告による期末手当支給率の改正に伴う、今年度6月支給分の調整額86万4,000円の減額。

3組合統合準備費では、当初計上していた予算については減額となりますが、稲広組合において契約した例規集整備に係る業務委託料の当組合分の負担金227万3,000円を増額しております。

続いて、衛生費です。

まず、清掃総務費においての122万2,000円の減額ですが、これは主に旅費及び役務費の手数料での減額。

次の処理場費の516万2,000円の減額は、主に需用費の医薬材料費や委託料での契約差分の減額であります。

次に、議案第8号 令和5年度龍ヶ崎地方衛生組合分賦金割合についてであります。

令和5年度の分担金であります。今年度と同様に一般経費分のみの御負担となり、その分賦金割合については、均等割5%、実績割95%に定めようとするものであります。

次に、議案第9号 令和5年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,417万9,000円と定めるもので、前年度比3,850万9,000円の増額です。

まず、歳入の分担金及び負担金の分担金です。今年度3億3,945万3,000円で、前年度比53万2,000円の増額となっております。

次に、使用料及び手数料であります。今年度2,357万円で、前年度比36万5,000円の減額です。

次の財産収入の4万1,000円は、各基金の利子です。

次に、繰入金です。本年度4,704万9,000円で、前年度比3,334万9,000円の増額です。これは、令和5年度に実施を予定しております163キロ設備し尿側貯留槽防食塗装補修及び工業用水流量測定器交換修理に係る費用の2分の1の金額を施設整備基金から、また、燃料費高騰に対する補填として財政調整基金からそれぞれ繰り入れるものです。

次の繰越金は、1,900万円で前年度と同額。

諸収入では、落雷により損傷した機器の修繕に対する災害共済金の入金を見込んでおります。

続きまして、歳出です。

まず、議会費ですが、今年度424万8,000円で、前年度比34万9,000円の減額としております。この減額は、これまで計上しておりましたPCR検査料を減額したものであります。

次に、総務費の一般管理費であります。今年度5,189万4,000円で、前年度比7,929万2,000円の減額です。令和5年度より、人件費の支出科目を総務部門の職員分と施設部門の職員分を別にしたことにより、大きく減額となっております。

役務費では、筆耕翻訳料での会議録作成費用の減額等、前年度比27万1,000円の減額。

委託料では、議会費と同様PCR検査料の減額。

負担金、補助及び交付金では、令和5年度についても、長戸地区環境保全推進事業交付金を前年度と同額計上しております。

また、新たに、令和5年度から会計管理費を設定し、財務書類作成委託料及び財務会計システム賃借料をこちらに計上しております。

次に、衛生費の清掃総務費であります。今年度1億7,098万6,000円で、前年度比1億87万9,000円の増額です。これは、先ほど御説明いたしましたように、令和5年度から施設部門職員の人件費を衛生費に計上したことによる増額のほか、需用費での燃料費高騰による光熱水費の増額や、委託料でのし尿処理施設精密機能検査の実施等による391万6,000円の増額が要因となっております。

続いて、処理場費です。今年度1億9,568万5,000円で、前年度比867万3,000円の増額としております。

需用費では、修繕料において、163キロ設備し尿側貯留槽防食塗装補修及び工業用水流量測定器交換修理等、9件のオーバーホールを予定しております。

続いて、予備費ですが、今年度1,000万円で、前年度比800万円の増額です。これは、これまで、突発的な修繕や業務委託に対応するための予算をそれぞれの項目に計上しておりましたものを、予備費に集約して計上することとしたため、増額となるものであります。

次に、議案第10号 龍ヶ崎地方衛生組合公平委員会委員の選任についてであります。

本案につきましては、長い間公平委員としてお務めいただきました、河内町選出の内藤良夫委員がこの3月末日に任期満了となることから、その後任委員の選任に当たり、議会の同意を求めるものでございます。

選任いたそうとする平野芳弘氏につきましては、長年にわたり美浦村役場に奉職され、総務部長を最後に退職なされた方で、人格識見共に高く、当組合の公平委員として誠にふさわしい方であると確信をしております。何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。

以上が、本日御提案申し上げました各案件の概要であります。何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願いをいたしまして、提案理由の御説明とさせていただきます。

○滝沢健一議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、これをもって議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対者の討論を行います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝沢健一議長 次に、賛成者の討論を行います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝沢健一議長 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号、本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝沢健一議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号、本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝沢健一議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝沢健一議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号、本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝沢健一議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号、本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝沢健一議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号，本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝沢健一議長 御異議なしと認めます。よって，本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号，本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝沢健一議長 御異議なしと認めます。よって，本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号，本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝沢健一議長 御異議なしと認めます。よって，本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号，本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝沢健一議長 御異議なしと認めます。よって，本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号，本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝沢健一議長 御異議なしと認めます。よって，本案は原案のとおり同意されました。

午後1時49分，5番黒木のぶ子議員，出席であります。

〔5番 黒木のぶ子議員 入場〕

○滝沢健一議長 日程第4，これより一般質問に入ります。

質問の通告がありますので，これを許可いたします。

4番油原信義議員。

〔4番 油原信義議員 登壇〕

○4番（油原信義議員） 通告に従いまして，一般質問を行います。

前回の一般質問に引き続き，稲敷広域市町村圏事務組合，龍ヶ崎地方塵芥処理組合，龍ヶ崎地方衛生組合，3組合の統合・複合化の取組について質問をいたします。

まず，令和4年12月27日の第5回稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会での結論，いわゆる令和5年4月1日の統合・複合化に向けて引き続き努力をしていくという結論になったと承知をしておりますが，これまでの約1か月の間にどのような努力，取組を行ってきたのか，先日の全員協議会にて説明を受けましたが，より詳細にお知らせをいただきたいと思えます。

○滝沢健一議長 荒井事務局長。

〔荒井久仁夫事務局長 登壇〕

○荒井久仁夫事務局長 油原議員の一般質問にお答えいたします。

稲敷地方広域市町村圏事務組合，龍ヶ崎地方塵芥処理組合，龍ヶ崎地方衛生組合の3組合の統合・複合化につきましては，御承知のとおり，令和4年11月下旬から12月上旬に開

会されました関係 8 市町村の定例会において、執行部から議会に関係議案が上程され、採決が行われました。結果は可決が 6，否決が 1，継続審査が 1 となり、この時点で令和 5 年 4 月 1 日の統合・複合化は実現不可能となったところです。

この結果につきましては、令和 4 年 12 月 27 日に開催されました稲敷・龍ヶ崎地方 3 組合統合・複合化協議会で、構成員である 8 人の首長さん方に御報告し、御確認をいただくとともに、今後の対応について御協議いただいたところです。

その経過と結果につきましては、本年 1 月 18 日開催の当組合議会全員協議会でも報告をさせていただきましたが、正副会長さん 3 人の御意向を反映させて用意をいたしました四つの選択肢に基づいて、今後の対応が協議され、結論は令和 5 年 4 月 1 日の統合・複合化に向けて引き続き努力をしていくことになったところです。

それを受け、私ども事務局は、美浦村の広域行政担当の企画財政課さんを通して、美浦村議会に説明の機会を設けていただけますようお願いを申し上げたところ、本年 1 月 11 日にその説明の機会が実現したところです。

説明会では、令和 4 年 12 月 6 日に開会した美浦村議会初日の本会議において、採決前に行われた 3 人の反対討論の議事録で明らかになった反対理由と、お一人の議員さんから説明会前日に書面で提出のあった 5 項目の質問を踏まえ、協議会の事務局として説明を行いました。結果は、反対討論と同様の御意見を全議員さんから頂きまして、説明会が終了したところです。

また、継続審査となっていた牛久市さんですが、本年 1 月 23 日に総務企画常任委員会が開催され、執行部に対して質疑が行われました。しかし、関係議案の可否に関して結論には至らず、また、本年 1 月 25 日開催の牛久市議会臨時会では関係議案の提出には至らず、引き続き継続審査となった旨の御連絡を、牛久市の広域行政担当の政策企画課さんから受けたところです。

以上のことにつきましては、第 6 回稲敷・龍ヶ崎地方 3 組合統合・複合化協議会に報告をいたしまして、令和 5 年 4 月 1 日の 3 組合統合・複合化については実現することができないことを、協議会として改めて確認をしたところです。

また、その日の協議会では、事務局からの報告を受け、今後の対応が協議されました。8 人の首長さんからは様々な御意見が出されておりまして、その顛末書については、本年 2 月 8 日開催の当組合議会全員協議会において配付をさせていただきましたところ。

最終的には、稲敷・龍ヶ崎地方 3 組合統合・複合化協議会は令和 5 年度も継続することとし、新年度に改めて問題点を整理し協議するという結論に至ったところです。

以上です。

○滝沢健一議長 4 番油原信義議員。

〔4 番 油原信義議員 登壇〕

○4 番（油原信義議員） ありがとうございます。現実的に、私は、事務局の対応より

も、やはり首長の対応姿勢が大切ではなかったんだろうというふうに思います。

昨年12月議会において、美浦村が否決、牛久市は継続審査となりましたが、残りの6市町村は可決をされております。その市町の採決は、美浦村の否決という結果を受けた後に行われたものです。それぞれの首長の判断で関係議案が上程され、議会もそれに応じて審議し、可決に至ったものであります。この点においては、美浦村の全会一致の否決も重いと思いますけれども、その後の採決で6市町村が可決をしたという結果は、それ以上に重いものがあると私は考えております。

私は、今後さらに本格化していく人口減少時代、少子高齢化という自治体共通の課題に立ち向かい、乗り越えていくためにも、今回の3組合統合・複合化の実現は、関係8市町村の住民に大きなメリットをもたらす大変意義のある取組であると今でも確信をしております。

美浦村の結果は非常に残念であります。その一方で、本年1月27日に開催した第6回稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会では、令和5年度も引き続き協議会を存続させて、今後の対応を改めて議論していくという協議がまとまったということでもあります。

そこで、協議会の会長である牛久市長、副管理者である美浦村長のお二人の認識をお伺いいたします。

令和5年度も協議会を存続させるということは、3組合の統合・複合化に引き続き取り組んでいくという理解でよろしいのでしょうか。

また、仮に1年延期して令和6年4月1日を目標に統合・複合化を目指すとした場合には、改めて議会の議決が必要となるわけでありまして、可決成立を前提として、こういった点が問題となっていて、どのような対策あるいは改善等を講じていけばよいとお考えでしょうか。実務上の指摘や新たな提案などがあれば、それらも含めてお答えをお願いいたします。

○滝沢健一議長 中島副管理者。

[中島 栄副管理者 登壇]

○中島 栄副管理者 それでは、油原議員の御質問にお答えをしたいと思います。

3組合が統合・複合化することにつきましては、もともと反対はございません。

この前、稲敷地方広域市町村圏事務組合の議会がありまして、この議会では、議長さん以下、3月で区切りをつけ、4月から新たな組織として協議をしていくことがよろしいのではないかというような意見が出ました。

そして、今日は、この協議会を4月以降も継続していくべきではないかという意見が出ましたので、二つあり、継続か新たに立ち上げるかは、すり合わせをして、協議をしていくことについては反対はございません。

その中で、どこに問題点があったか。ごみ処理の広域化、特に統合することにより、建設費、運営費のコスト削減のメリットが非常に大きいので、ごみ処理の広域化については、

具体的に明記，特に，稲敷市と美浦村の場合，江戸崎地方衛生土木組合の統合の時期の明記，これがなされていない。この処理については，昨年8月31日に竣工を迎えたので，これが15年，その15年の間のどの時期にこの3組合に入って一緒にやれるか，これは明記していかないと，この時期にこういう話を載せておかないと，10年先，20年先に，そういうことは載っていないじゃないですかということが出てきたときには，稲敷市と美浦村は，この協議会の塵芥のほうは外れてしまう，これが危惧されるところです。

そして，あとは，退職者の不補充により人件費の削減，外部委託の廃止。当初の削減効果がなくなったことにより，その代替手段として取り入れるところもありますけれども，組織を機能させることも考慮の上，10年後の組織の姿ではなく，さらに長期的な考えに基づき，継続的な機能にさせるための組織づくりも必要であるというふうに考えております。

問題になった地域手当の考え方として切り離して協議することも必要ではないか，そのパーセントの地域手当の再考も，お互いの協議の中でされていくべきであるというふうに思っております。

各組合の共同処理事務の一元化は，将来的には，広域で行う事務処理を増やすことによるスケールメリットのコスト削減を計画に取り入れるなど，発展的な統合にするように考慮することも必要であるというふうに考えております。

ぜひ，その辺の美浦村としての私の考えと，二代表制の議会の意見というのも，これは一方的な部分ではないので，より有権者に説明できる部分がないと，これは一方的な部分ではしようがないので，いろいろと提言はさせていただきたいというふうに思っております。

とにかく継続か，3月でこの協議を一旦棚上げにしてしまうのかというのは，これから詰めてどちらかを選択する，協議は継続なのか新たに立ち上げるのかは，ぜひそういう考え方を持っている方がおりますので，廃止ではなく，継続もあり，また新たに立ち上げることも，私は，賛同していく上ではどちらでもオーケーだと思っています。

○滝沢健一議長 根本副管理者。

〔根本洋治副管理者 登壇〕

○根本洋治副管理者 まず，牛久では継続審査となった次第でございます。これまでの経緯としましても，令和3年に議長，副議長のほうに，こういう骨子をまとめた報告をいたしました。それから議会への報告が，それから荒井局長が来られて説明したのが，全部で4回ほど1年でやったと記憶にあります。

私も，一般質問で，昨年2回ほど答弁いたしました。私も考えていた，そしてこの集まった管理者の考え方を私は説明したつもりです。そこで継続審査になって，それで1月の臨時議会にも上程されませんでした。ということは，もうこの件については白紙に戻すという形なのかなというふうに私は思っておりました。

そういうことで，主なこういう継続審査，組合統合に至らなかった経緯としましては，

私も全員協議会、様々な委員会の話を聞きまして、まず、議員定数の在り方が非常にありました。議員の定数を我々が言うはずないので、これは議員さんの皆様で決めていただくことなんです。ただ、私たちは、その議員の定数をこの協議会で了承したという形でございます。

あと、それから経費削減においても、これまで地域手当等いろいろございました。これは非常に今からは上がってしまうのかなということで、私たちは思っています。

ただ、スケールメリット、先ほど中島さんのほうからありました。3組合が一緒になった場合のごみ焼却場の在り方をめぐっては、大きなスケールメリットがあると私は思っているところでございます。

そのような状況で、牛久が継続審査という道を選んだということでございまして、そのことについても、スケールメリットとしても、経費削減も、私は、まだごみの焼却場、いろいろなところで、どういう規模で造ったらいいのか、どう選んでいいのかということで、私たちは素案はございますけれども、でも、それについてもまだ経費も出てこない、それも、またどんな規模を造るかによって、そういう経費も出てこない状況であるので、これは非常にその経費をどうするかというのは、ちょっと難しい話なのかなと思った次第でございます。

また、先ほども中島副管理者のほうからありました、私もこの協議会の座長といたしまして、最初はこれを継続するというのはありなのかなと思いましたが、過日の稲広の議会のほうでも、一度ここで一回リセットして、そして新しいまた年度を迎えて、また協議会をつくってやったらどうかという意見書を頂きました。

私たちは、いろいろな選択肢、協議会を継続するのか、またリセットして新しく違う分野から2組合の統合なのか、それともやっぱり3組合統合していいのかという話を一から話していくのが筋じゃないかなということで、管理者の中ではそういう話をして、近々私たちはその結論を出すつもりでございます。

そういうことで、共通認識といたしましては、これからこの地域と皆さんと一緒にこういういろいろなインフラの設備を、皆さんと一緒にそういう目線、それから感覚を持ちながらやることによって、この地域のメリットを大きく出せる、そして各自治体の皆さんの負担が少なくなるんじゃないかということで、私たちは共通認識しているところでございます。

ですから、先ほどのこれからの協議会の在り方については、喫緊の話でございまして、結論を出す所存でございます。そういう状況で私たちは進めておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○滝沢健一議長 以上で、油原信義議員の質問を終わります。

通告による一般質問は以上であります。

これをもって一般質問を終結いたします。

○滝沢健一議長 これをもって令和5年第1回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会を閉会いたします。

慎重審議，御苦勞さまでした。

午後2時10分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

龍ヶ崎地方衛生組合議会

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員